

# 兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学職務発明審査会規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学知的財産取扱規程第27条第2項の規定により設置された職務発明審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

## (組織)

第2条 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 地域リサーチ＆イノベーションセンター長
- (2) 発明分野に精通する教員で地域リサーチ＆イノベーションセンター長が指名する者
- (3) 事務局長
- (4) 地域リサーチ＆イノベーション推進部長
- (5) その他専門知識を有する者で地域リサーチ＆イノベーション推進部長が必要と認めた者

2 審査会は地域リサーチ＆イノベーションセンターコーディネーター及び外部の専門家を招き、意見具申を求めることができる。

## (任期)

第3条 前条第2号に定める委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項に規定する委員は、再任されることができる。

## (会長等)

第4条 審査会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、地域リサーチ＆イノベーションセンター長をもって充てる。  
3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

## (発明者の出頭)

第5条 出願費用等について本学の負担を伴う発明審査、審査請求等の案件がある場合、審査会は発明者に出頭を求めヒアリングを行うことができる。

## (会議)

第6条 審査会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (庶務)

第7条 審査会の庶務は、事務局地域リサーチ＆イノベーション推進部地域協働課が行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、審査会が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。